●１　用語の定義

(1) 緊急離着陸場
　航空法（昭和27年法律第231号。以下「航空法」という。）第81条の2の適用により災害活動に際し、建築物の屋上に緊急にヘリコプターが離着陸する場所をいう。

(2) 緊急救助スペース
　航空法第 81 条の 2 の適用により災害活動に際し、建築物の屋上に緊急にヘリコプターがホバリングして救助活動を行う場所をいう。

(3) 飛行場外離着陸場
　航空法第 79 条ただし書きの規定による飛行場以外の場所で、国土交通大臣の許可を得た地上又は屋上で離着陸する場所をいう。

(4) 緊急離着陸場等
　上記(1)から(3)のことをいう。

(5) 着陸帯
　航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる緊急離着陸場等内の矩形部分をいう。

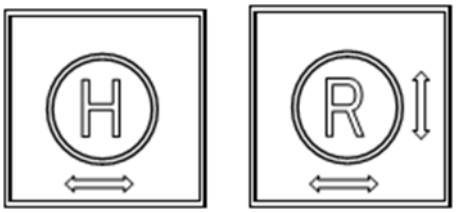

(6) 進入表面
　航空機が緊急離着陸場等に最終進入する飛行に際して障害となる物件の存在しない着陸帯の短辺に接続し、且つ、水平面に対し上方へ勾配を有する平面をいう。

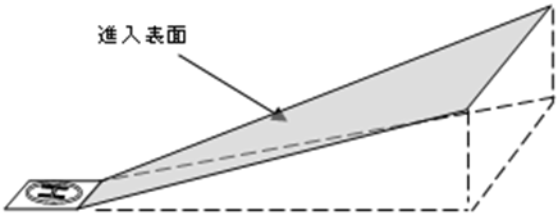

(7) 転移表面
　航空機が緊急離着陸場等に最終進入するにあたり進入表面の中心から逸脱して復航する際に障害となる物件が存在しない着陸帯の長辺に接し、水平面と外側上方に勾配をなす面のうち、その末端が水平表面との接線になる部分と進入表面の斜辺に接し、水平面と外側上方に勾配をなす面のうち、その末端が水平表面との接線になる部分をいう。

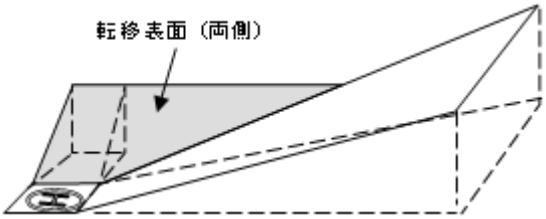

●２　着陸帯

緊急離着陸場等設置指針によるほか次によること。

(1) 着陸帯の境界を示す帯状の表示は、着陸帯の境界となる内側に間隙を設けずに規定の幅（300mm）で表示すること。

(2) 緊急離着陸場の境界灯を埋め込み式としない場合は、境界灯を境界線の外側1.5m以内で進入表面及び転移表面から突出しない位置に等間隔で8個以上設けること。

(3) 転落防止措置

　転落防止措置として設ける金網等は、着陸帯面から概ね40cm程度の低い位置から設けること。又、次図アの例による場合は手すりを設けないことができる。

ア　手すりを設けない例

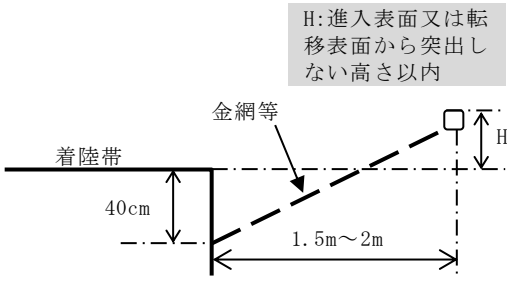

イ　手すりを設ける場合

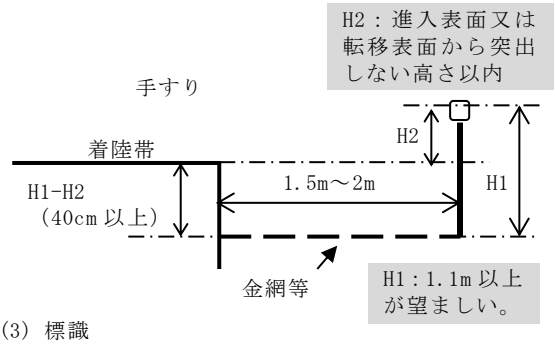

(3) 標識
　高度医療施設に設ける緊急離着陸場の標識は、国際民間航空機関による「Hospital Heliport Requirements」の例によることを妨げない。

●３　その他

緊急離着陸場等設置指針によるほか次によること。

(1) 退避場所は、他の部分と明確に区別できるよう区画境界線等（ゼブラゾーン表示等）で明示すること。

(2) 燃料流出防止施設

ア　燃料流出防止施設は定期的に清掃し、流出油の貯留に支障のないように維持すること。

イ　油分離装置に水を用いるものは、常時水を貯留しておくこと。

ウ　油分離装置を設けない溜め枡方式とする場合

(ｱ)　雨水の滞留を防ぐための排水弁を設け、離着陸時のみ閉止すること。

(ｲ)　手動等による排水弁を設ける場合には、中央管理室等の航空灯等の制御盤付近の見やすい位置に排水弁の開閉に関する標識を設けること。

緊急離着陸場の燃料流出防止施設の排水弁は、着陸の概ね 30 分前には閉鎖し、離陸後に開放すること。
排水弁開閉責任者：○○　○○

（白地に赤字、縦 5cm×横 5cm 以上）

(3) 非常電源から夜間照明設備までの配線は耐火配線工事とすること。

(4) 夜間照明設備は退避場所及び中央管理室等から遠隔操作できること。

(5) 中央管理室等と連絡できる非常電話等の連絡装置は、同時通話のできる受話器方式とすること。

(6) 機械式排煙機の排煙口は着陸帯、退避場所及び退避場所から着陸帯へ至る経路から 10m 以上の離隔又は排煙からの影響を防止する措置をとること。

(7) 緊急離着陸場に至る階段室等の最終の出口には、「緊急離着陸場出口」である旨の表示をすること。

(8) 上記(7)の出口を施錠する場合は、自動火災報知設備等と連動して開錠する電気錠又は非常錠とし、

◇　緊急離着陸場

災害時には、鍵等を用いることなく容易に緊急離着陸場等に至ることができるようにすること。